

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン(案)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高川町	若野地区	R 年 月 日	R 年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	30. 1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28. 9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6. 1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1. 4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0. 0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0. 0ha

(備考) アンケートによる主な意見
・経営における課題として、労働力不足が深刻。
・今後伸ばしていきたい方向性として、高品質・ブランド化。
・鳥獣害対策として、放置果樹の撤去等耕作放棄地の解消。

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

当地域は町内でも有名な温州みかんの産地であるが、後継者不足が問題となっている。 70才以上で後継者のいない耕作面積は1. 4haと全体の5%を占め、また若い農業者はいるが、その後継者 がいない。(子供が後を継ぐかどうか分からぬ) 労働力不足が深刻で現状を維持するのも困難である。(経営規模拡大は困難)

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

既存の担い手に集積を進める。また新規就農者等新たな担い手を呼び込む。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	※※ ※※	果樹	3.2 ha	果樹	3.2 ha	
認農	※※ ※※	果樹+野菜	1.1 ha	果樹+野菜	1.1 ha	
認農	※※ ※※	果樹	1.9 ha	果樹	1.9 ha	
認農	※※ ※※	果樹	1.0 ha	果樹	1.0 ha	
認農	※※ ※※	果樹	1.6 ha	果樹	1.6 ha	
認農	※※ ※※	果樹	1.9 ha	果樹	1.9 ha	
認農	※※ ※※	果樹+野菜	1.5 ha	果樹+野菜	1.5 ha	
認農	※※ ※※	果樹	1.9 ha	果樹	1.9 ha	
			ha		ha	
計	8人		14.1 ha		14.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
基盤整備への取組方針
農業の生産効率の向上や省力化、農地集積・集約化を図るため、基盤整備に取り組む。
新規・特産化作物の導入方針
収益性の高い作物への転作など、地元JA等協力指導の下、取り組んでいくとともに、米をはじめとする農産物の販売先の確保につとめる。
鳥獣被害防止対策の取組方針
地区内で狩猟免許取得者を増やし捕獲体制の構築等に取り組むほか、集落全域を侵入防止柵で囲う対策についても検討していく。
中心経営体(担い手)について
集落営農組織設立に向けに準備するとともに、設立後は営農組織中心の経営に移行する。